

ガールズケイリンにおける登録審査制度（代謝制度）の概要

○登録審査制度（代謝制度）の概要

女子選手の登録審査制度（代謝制度）は、現在の男子選手と同様の制度となるが、男子選手が登録審査用得点70点未満であるのに対し女子選手は登録審査用得点47点未満であり、対象となるのが男子選手は最下位から60番目であるのに対し女子選手は最下位から3番目であることが異なる。

○登録削除の要件

以下の全ての要件に該当する選手が、登録削除の対象となる。

- ① 第1要件：連続する2期の登録審査用得点がいずれも47点未満であること。
- ② 第2要件：①に該当した2つの期の登録審査用得点に、さらにその直後の期の登録審査用得点を加算して得た点数を3で除した点数が47点未満であること。（3期目の登録審査用得点が47点以上であっても②の要件に該当する者は③の序列の対象）
- ③ 第3要件：②に該当する者のうち最下位から3番目に相当する選手の点数以下となること。

○導入スケジュール

平成26年7月から第1回目の審査を開始し、第3回以降も同様に実施する。

	登録審査（代謝）	
	第1回	第2回
平成26年後期 (平成26年7月～12月)	1期目審査	
平成27年前期 (平成27年1月～6月)	2期目審査	1期目審査
平成27年後期 (平成27年7月～12月)	3期目審査	2期目審査
平成28年前期 (平成28年1月～6月)	代謝（下位から3番目） 平成28年1月	3期目審査
平成28年後期 (平成28年7月～12月)		代謝（下位から3番目） 平成28年7月

○修正用基準点及び最低出走回数

平成26年後期（7～12月）の最低出走回数は23回。

修正用基準点数は40点。